

所契第 465 号
平成20年9月2日



所沢市代表監査委員
阿部 武志 様

所沢市長 当摩 好子

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成20年3月28日付け所監第111号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名等	財 務 部 契 約 課
<p data-bbox="213 412 501 448">〔監査結果の内容〕</p> <p data-bbox="357 555 1299 636">物品の状況等を確認するため、所沢市物品規則第30条による検査を適正に執行されたい。</p>	
<p data-bbox="213 1135 533 1171">〔講じた措置の内容〕</p> <p data-bbox="197 1229 1394 1310">所沢市物品規則第30条については、平成20年9月1日付け決裁により別途検査員を定め、検査するものとなりました。</p>	